

令和8年

4月号



# 上境駐在所 だより



※編集発行※  
那須烏山警察署  
82-0110  
上境警察官駐在所  
82-3654



## 春の交通安全県民総ぐるみ運動

～マナーアップ！あなたが主役です～

4月6日（月）から4月15日（水）までの10日間



県警ホームページ

### (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

- 歩行者は、横断歩道外の横断や車両の直前直後横断の禁止等の法令を遵守するとともに、横断歩道を渡る・信号に従うといった基本的な交通ルールを守りましょう。

### (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

- 車のドライバーは、横断歩道手前での減速義務や横断歩道等における歩行者優先義務など、法律上の義務を遵守しましょう。道路は「人優先」です。特に、横断歩道では歩行者が優先であることはマナーではなく、ルールであることを理解しましょう。
- 飲酒運転を敢行する悪質危険なドライバーが後を絶ちません。飲酒運転を「絶対にしない・させない」環境づくりに取り組みましょう。
- 妨害運転を受けるなどしたときに有効なドライブレコーダーの取付けを検討してみてください。

### (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 令和8年4月1日から、自転車の交通違反に青切符が導入されます。自転車は、「車両の仲間」です。



#### 【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

スマートフォンを  
使用しながらの運転は、  
重大事故につながります。

免許はなくてもドライバー  
ルールを守って責任ある運転を！

ながらスマホはならぬ！

【ながらスマホ】は、法律で禁止されています。

携帯電話使用等（保持）  
12,000円

信号無視  
6,000円

警察庁・都道府県警察



## しんにゅうせいのみなさんへ



ごにゅうがくおめでとうございます！たのしいがっこうせいかつをおくるためのだい  
いっぽは、じこにあわないことからはじまります。

- おうだんほどうをわたるときは、しんごうが「あお」になったことをかくにんして  
から、「みぎ・ひだり・みぎ」と、くるまがこないことをたしかめて、てをたかくあげな  
がらわたりましょう。
- しらないひとにこえをかけられたり、こわいことをされそうに  
なったら、おおきなこえで「たすけて！」と、まわりのおとなに  
しらせながら、ちかくのおうちまでにげるようにしましょう。



ふたつのことをまもって、たのしいがっこうせいかつをすごしてね。